

## 宮崎県解体工事業協同組合定款（抜粋）

### 第7章 賛助会員

（賛助会員）

第52条 本組合は、本組合の趣旨に賛同し、本組合の事業の円滑な実施に協力しようとする者を賛助会員とすることができる。ただし、賛助会員は、本組合において、法に定める組合員には該当しないものとする。

2 賛助会員について必要な事項は、規約で定める。

附 則

1 令和元年度の経過事業年度は、第53条の規定にかかわらず、令和元年5月1日に始まり、令和2年3月31日に終わるものとする。